

島根県最低賃金：857円（時間額）

（効力発生日：令和4年10月5日）

- 注意
1. 最低賃金は、常用・臨時・パートなどすべての労働者に適用されます。
 2. 次の賃金は最低賃金の対象となる賃金から除外されます。
 - (1) 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
 - (2) 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
 - (3) 時間外労働・休日労働・深夜労働に対する割増賃金
 - (4) 精勤手当・皆勤手当
 - (5) 通勤手当
 - (6) 家族手当

当法人では、最低賃金法の各規定を**遵守**していますが、不明な点があれば、理事長、各事業所管理者にお問い合わせください。

異議の有る場合は、監事に申し立てることができます。

※ 最低賃金に含まれる範囲等、詳しくは、島根労働局賃金室（TEL：0852 - 31 - 1158）
又は最寄りの各労働基準監督署にお問い合わせください。

■浜田労働基準監督署 TEL 0855-22-1840